資料8-1(共通) 令和5年3月23日 障害福祉サービス等に係る事業者説明会 千葉市障害福祉サービス課

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出について

令和5年3月

千葉市障害福祉サービス課

届出の対象となるサービス

- ▶相談系サービス(特定相談支援、障害児相談支援、地域移行 支援、地域定着支援、自立生活援助)
- ▶日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援A型、 就労継ち続支援B型)
- ▶訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)
- ▶施設入所支援
- ▶短期入所

地域生活支援拠点等とは

- ▶地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。
- ▶居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としています。

機能① 相談

▶緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行う機能

機能② 緊急時の受入れ・対応

▶短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

機能③ 体験の機会・場

▶病院や施設、親元からの自立にあたって、 障害福祉サービスの利用や一人暮らしの 体験の機会・場を提供する機能

機能④専門的人材の確保・養成

▶医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

機能⑤地域の体制づくり

▶地域の様々なニーズに対応できるサービス 提供体制の確保や、地域の社会資源の連携 体制の構築等を行う機能

千葉市の地域生活支援拠点等が 目指すもの

▶6区障害者基幹相談支援センターを中心として、 障害福祉サービス事業所をはじめとするあらゆ る社会資源が連携し、地域の障害児者をネット ワークで支える。

千葉市の地域生活支援拠点(面的整備)のイメージ

~あらゆる社会資源が連携し、地域の障害児者をネットワークで支える~



障害者基幹相談支援センター

●地域生活支援拠点等の核となる機関

●地域自立支援協議会や意見交換会の 開催等によるネットワーク作り

●研修会の開催による専門的人材育成



相談支援事業所

- ●緊急時の相談対応
- ●支援のコーディネート



医療機関

緊急時の受入



短期入所事業所



訪問系サービス事業所

支援



障害児・者及びその家族



障害児通所支援事業所

支援





その他関係機関

親亡き後を見据えた

体験利用



日中活動系サービス事業所



あなたも届出をして、拠点ネットワークの 仲間になりませんか?

- ▶ 6 区障害者基幹相談支援センターでは、ネットワークを強化するための意見交換会や、専門性を高めるための研修会を開催しています。
- ▶ネットワークに入って意見交換会や研修会に参加し、他の事業所の 取組から学んだり、顔の見える関係を作って円滑な連携を目指しま せんか。
- ▶ 1 事業所では対応が難しい多くの支援を必要とするような ケースでも複数事業所が力を合わせれば対応できます。 他の事業所と協力し合える関係性づくりに取り組み ませんか。

- ▶特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が対象の加算
- ① 地域生活支援拠点等相談強化加算700単位/回
- ② 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/回(月1回を限度)

- ▶地域移行支援事業所が対象の加算
- ① 体験利用加算 +50单位/日
- ② 体験宿泊加算(I)+50単位/日
- ③ 体験宿泊加算(Ⅱ)+50単位/日

- ▶日中活動系サービス事業所(生活介護、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支 援B型)が対象の加算
- ① 体験利用支援加算 +50単位/日

- ▶訪問系サービス事業所(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)が対象の加算
- ① 緊急時対応加算 +50単位/回

- ▶自立生活援助事業所が対象の加算
- ① 緊急時支援加算(I) +50単位/回

- ▶地域定着支援事業所が対象の加算
- ① 緊急時支援費(I) + 50単位/回

- ▶短期入所事業所が対象の加算
- ① 短期入所のサービス利用の開始日に加算 (緊急時の受入れに限らない)
 - +100単位/回

届出に必要な条件について

- ▶事業所として拠点の5つの機能のうちのいずれかを担うことを決めていただき、その旨運営規定に規定する。
- ▶特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の場合は、少なくとも①相談、②緊急時の受入れ・対応、⑤地域の体制づくりの機能を担う。
- ▶ 地域移行支援事業所、日中活動系サービス事業所及び施設入所支援事業所の場合は、少なくとも③体験の機会・場の機能を担う。
- ▶ 訪問系サービス事業所、自立生活援助事業所、地域定着支援事業所 及び短期入所事業所の場合は、少なくとも②緊急時の受入れ・ 対応の機能を担う。

届出手続きについて

- ▶次の届出書類を、適用開始日の前月15日までに障害福祉 サービス課あて提出する。
- ① 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書
- ② 変更届出書
- ③ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書又は障害児 (通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書 //
- ④ 変更後の運営規程

届出手続きの詳細について

- ▶手続きの詳細は、千葉市ホームページをご 覧ください。
- https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/ koreishogai/shogaifukushi/chiikiseikatsuk yoten.html